

日 李 時 事 評 論

(一面から続き)

▼沖縄は今年の五月十五日で本土復帰五十年を迎えます。日米の有名、無名の多くの人々の尽力で祖国復帰という国家的偉業が実現しました。その一人である若泉敬氏を忘れる事はできません。

若泉氏は、佐藤栄作総理大臣の密使として、米側と秘密交渉を重ね

(一面から続き) 日本に寄港するからといつて原子力潜水艦などに搭載している核ミサイルをいちいち降ろすはずもないことは素人にでも分かる。政府は非核三原則を守ると国会でも表明していたが、実際には沖縄に核兵器があり、領土や領海などを通過することを禁止することもできず、「持ち込ませず」は実行不可能であり、黙認状態であった。

ました。有事の際の核
ち込みを認める密約を
日米首脳がイニシヤル
みで署名した合意議事
という形にして、沖縄
返還を実現した陰の立
者です。

例はほとんどない。アメリカ政府も、多くの米の血を流して獲得した界戦略の要の地をただ持たないのは明らかだ。『沖縄が返還されなければ戦後は終わらない』とする佐藤総理は「核引き、本土並み」を掲げて沖縄返還交渉を行った。

しかし、核兵器を含む由な基地使用を求める国との交渉は難航した。佐藤総理の密使などが涉に当たり、繊維製品自主規制の要求などをすることで昭和四十七年「核抜き、本土並み」沖縄は返還された。

返還実現に当たり、「

核抑止への安全保障論議を急げ

内容は、アメリカ側から「極めて重大な緊急事態が生じた際には、米国政府は、日本国政府と事前協議を行なつた上で、核兵器を沖縄に再び持ち込むこと、及び沖縄を通過する権利が認められることを必要とするであらう」と要求している。こ

ることで合意している。米国の核兵器による核抑止力に依存しているのが国が、緊急不可避の非常な危機事態に直面した場合に、自国の生存と国民の生命や安全を守るために、核の持ち込みも容認するのは安全保障策としては当然だ。非核三

づく安全保障論議はわざと
国の安全を危うくするだ
けだ。核の脅威の高ま
りを、非核三原則を見直
し、好機とすべきである。

核保有国の餌食に

を許してしまった。如に他国の保障によつて立や平和を守ることがういかを示している。わが国の平和と安全米国に依存している。しかし、わが国が核保有から侵略や核攻撃されときには、アメリカ本十の核攻撃を覚悟して、

返す」ことは国際常識では不可能とされていました。わが国の防衛を米国の軍事力に依存する中、五年間にもわたる極秘の隠密行動で行つた「核抜き、本土並み」の返還交渉は、三十代の若泉氏にとって孤独と重圧との戦いでもあつたことは想像に難くありません。

▼沖縄の返還交渉が正式

に決着しても、密約の張本人であつた若泉氏には高揚感は乏しかつたようです。佐藤総理が「有事の際の核持ち込みは、非核三原則に基づいて行動する」などと、公の場で有事の核持ち込みを否定する度に、若泉氏は自責の念に駆られたと記しています。

▼非核三原則が神聖化される中で、有事の核持ち込みという緊急事態が起

こらなかつたのは幸運でした。しかし、返還五周年を迎える今年、奇くも国際情勢は、ロシアのウクライナ侵略など、有事の核持ち込みも想定しなければならない状況です。密約は、核抜きで沖縄を返還させるための不可避な代償であつたと確信するものの、自責の念から表舞台を辞してこの御労苦られた故若泉氏に対し感謝を捧げ、ご冥福をお祈りします。

投入し、核ミサイルで反撃をすると期待するは楽観的に過ぎる。わが国は、ロシア、中国、北朝鮮と、海を隔て核保有国に隣接しているが、核兵器には海はの障壁にもならない。の時代にわが国の平和安全を守るために核抑止のための最善の方法をこそ議論しなければならない。国会は核保有をタブー化せずに安全保論議を急ぐべきである

衣 料 の ながた インテリア

民間車検指定工場
各種車輌販売修理

(有)新生車輌

柳井市中央二丁目11番10 TEL(0820)22-1132

住まいの便利屋さんに
私たちになりたい。

すぎむら農園

大自然のお力を借りて、
丹精こめておいしい苺を栽培しています。

杉 村 陽 一

〒742-0201
山口県柳井市伊陸4698
TEL 0820-26-0645

田布施町麻郷 588-15

TEL 0820-52-3169

E-Mail: oomiyayadosubii@gmail.plala.or.jp

● 水道工事 ● 下水道工事
● リコナート工事 ● 新築工事

FAX(0820)22-3130

生命と緑のネットワーク

百姓・木村

創っていこう未来につなぐ
循環型生活スタイル

<p>インテリアのながた 衣 料</p> <p>柳井市中央二丁目11番10 TEL(0820)22-1132</p>	<p>民間車検指定工場 各種車輌販売修理</p> <p>(有)新生車輌</p> <p>〒742-0021 柳井市大字柳井北浜1番1号 TEL(0820)22-3100 FAX(0820)22-3130</p>	<p>アルミサッシ・ガラス・エクステリア・シャッター</p> <p>アルミサッシ やまね</p> <p>代表 山根 昭治</p> <p>〒742-0300 山口県岩国市玖珂町6734 TEL・FAX (0827) 82-6532</p>
<p>すぎむら農園</p> <p>大自然のお力を借りて、 丹精こめておいしい苺を栽培しています。</p> <p>杉 村 陽一</p> <p>〒742-0201 山口県柳井市伊陸4698 TEL 0820-26-0645</p>	<p>住まいの便利屋さんには 私たちなりたい。</p> <p>おおみや (有)大三也</p> <p>田布施町麻郷 588-15 TEL 0820-52-3169 E-Mail:oomiyayasetsubii@ymail.pia.or.jp <ul style="list-style-type: none"> ● 水道工事 ● 下水道工事 ● リフォーム工事 ● 新築工事 </p>	<p>生命と緑のネットワーク</p> <p>百姓・木村</p> <p>創っていこう未来につなぐ 循環型生活スタイル</p> <p>〒742-1515 山口県熊毛郡田布施町丸尾 TEL・FAX(0820)52-1390</p> <p>NOEVIR ノエビア化粧品 柳井中央営業所 笛木 久恵</p> <p>〒742-0033 山口県柳井市新庄1578-1 TEL&FAX(0820)23-2581</p>

〈天録時評〉

プーチン大統領を戦争犯罪人として裁け

無差別攻撃など数多くの国際人道法違反

ウクライナを侵略したロシアは、戦争を禁止した国連憲章に違反している。学校や住宅などへの無差別攻撃による市民の殺傷は国際人道法の違反である。ウクライナ侵略を命令したプーチン大統領は戦争犯罪人として国際刑事裁判所で裁かなければならぬ。独裁者などによる戦争抑止のために国際裁判所の果たす役割は大きく、活動への理解と支援が必要だ。

戦争の違法化

ロシアによるウクライナ侵略戦争は、これまで人類が積み上げてきた戦争を禁止する条約や戦争による残虐行為を禁止する国際法をすべて踏みにじるものだ。二十一世紀になってこのような侵略戦争や残虐行為が現実のものとなつたことへの衝撃は大きい。

第一次世界大戦で大多な犠牲者を出したことから、一九二八年に「戦争放棄に関する条約（不戦条約）」がパリで締結され、一九三九年当時には六十三カ国が調印した。主な内容は、国際紛争解決のために戦争に訴えることを非難し、国家政策の手段としての戦争を放棄すること（第一条）、一切の紛争は平和的手段以外で解決を求めることが（第二条）である。

国際人道法の誕生

かつて戦争犯罪に該当する行為は、戦闘員や司令官などを対象とし、戦時国際法の定める交戦規

条約の精神を受け継いだが、国際連盟規約であり現在の国連憲章だ。憲章第二条第四項に「加盟国は武力による威嚇、又は武力の行使を慎まなければならない」との旨が規定され、武力の行使だけでなく威嚇までも違法と定めた。これは戦争を包括的に禁止したもので戦争の違法化が完成したと言われている。

これにより、わが国のように憲法第九条がなくとも、国連に加盟したすべての国は戦争を放棄しているのである。従ってウクライナを侵略したロシアは憲章違反であり、国際法違反国家だ。

定違反の捕虜虐待や毒ガスなどの禁止されている武器の使用などが主なものであった。しかし、第二次世界大戦の惨禍を受け、一九四六年から赤十字国際委員会の主導で、戦争法における保護の対象の拡大を目指して、ジュネーブ諸条約が締結された。総計四百二十九カ条に及ぶこれらの条約は戦争犠牲者保護条約とも呼ばれた。

一九七一年には、赤十字国際委員会が国際人道法という名称を提案し、国連で採択された。国際法の分野名であつて、どのような条約が含まれるかについては国や専門家の間で完全な合意はできていないものの、戦時下における人間の尊厳や生存の確保という目的からして適切な名称とされている。

三月には、ロシアのウクライナ侵略に伴う戦争爆弾などが使用されたと疑われているが、こうした武器の使用も禁止され

て、日本の赤根智子判事を含む三人の裁判官による検討が始まった。戦争抑止のために、プーチン大統領をはじめ、ウクライナ侵略で行われた

結果を上げている。

ロシアの捜査

ウクライナ侵略という国連憲章や国際人道法違反の攻撃を命じたのが、プーチン大統領だ。非人道的な戦争犯罪の首謀者としての責任を追及する

ことによって、戦争の発生を抑止しなければならない。

一方、国際刑事裁判所は被害者のための「被害者信託基金」を設立して

超えて大統領などの個人の戦争犯罪を裁くことは難しかった。しかし、二〇〇三年に戦争犯罪を裁く常設の国際刑事裁判所がオランダのハーグに設置された。「集団殺害犯罪」、「人道に対する犯罪」、「戦争犯罪」など

実際に相手の命を奪うことを目的とした兵器を使ふに分けられる。一つは「軍事目標主義」と呼ばれている。武力の行使は相手の軍事力を破壊するという目的にのみ限定されべきで、「軍事」とそれ以外を区別する。具

体的には、軍事力に区分できるとは考えられない一般的の女性や子供、お年寄り、病人、あるいは病

宅や病院、学校などへの攻撃は、破壊されると危険な施設への攻撃となり違法だ。殺傷力の大きな燃

料気化爆弾やクラスター爆弾などが使用されたと疑われているが、こうした武器の使用も禁止され

て、日本の赤根智子判事

を含む三人の裁判官によ

り、裁判官による捜査開始の申し立てを受け

て、日本ではこれが初めての

結果を上げている。

二〇〇八年には、ス

ル大統領の逮捕状が出さ

れた。二〇一一年には、

コートジボワールで人道

に対する罪を犯したとし

てローラン・バグボ前大

統領を逮捕・収監などの

支援が必要だ。

二〇〇八年には、ス

ル大統領の逮捕状が出さ

れた。二〇一一年には、

コートジボワールで人道

〈天録時評〉

「時短要請」だけでは感染拡大防止は不十分

高齢者施設への感染拡大防止に費用の投入を

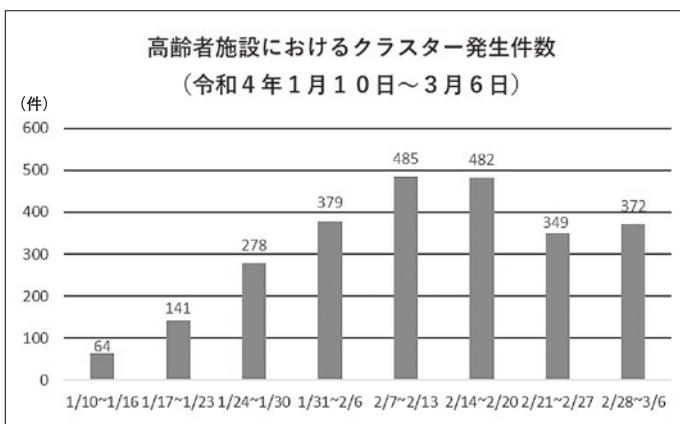
新型コロナウイルス感染拡大の第六波では、高齢者施設等での感染拡大が多発し、飲食店に時短営業を要請する「まん延防止等重点措置」では死者を抑制する効果は少なかった。感染拡大や死者の増加防止に不可欠なのは、経済活動に大きく影響する人流抑制ではなく、高齢者施設等での感染拡大防止対策である。政府は、高齢者施設対策などに費用を投入すべきであり、新型コロナウイルス感染症に関する科学的データを基に、感染拡大防止対策を見直すべきである。

時短営業は効果なし

感染力の強いオミクロン株を中心とする新型コロナウイルス感染拡大の第六波では、三十六都道府県で飲食店に営業時間の短縮や酒類の提供の自粛を要請する「まん延防止等重点措置」(以下、

まん延防止措置)が適用された。今年一月九日に沖縄県、広島県、山口県で適用されて以降、三月二十一日の全面解除まで約二カ月間も続いた。し

かし、適用後も高齢者施設を中心に感染拡大が続いた。高齢者の死者が増え生じる集団感染が発生しているが、そのうち八割近くが福祉、介護施設での発生である。三月七日現在の集団感染の未終結施設は四百七十八件である。中でも多いのがデ



神奈川県では一月中旬から三月初めにかけ、毎週百件を超える集団感染が発生しているが、そのうち八割近くが福祉、介護施設での発生である。三月七日現在の集団感染の未終結施設は四百七十八件である。中でも多いのがデ

イサービス施設と有料老人ホームなどとなつている。一方、一月から三月まで、飲食店での集団感染の発生は数件にとどまっている。

一方、奈良県では、第四波、第五波の検証から

飲食店の営業時間短縮と酒類の販売停止が感染者

数の減少につながつてい

ないと判断し、第六波では「まん延防止措置」を要請しなかつたが、感染者数は減少した。東京都では、三月二十一日まで「まん延防止措置」を延長したが、都のモニタリング会議のデータでは、濃厚接触者の感染経路は同居する人が六七・五%で最も多かったのに対し、会食は〇・七%にとどまるなど会食が感染源となる事例は少ない結果が出ている。

「まん延防止措置」に

よる飲食店の時短営業などは、感染防止にあまり役立っていないと言わざるを得ない。度重なる緊急事態宣言や「まん延防止措置」で飲食店は疲弊している。政府は、飲食店の時短営業でどれだけの感染拡大が抑えられたか、科学的なデータを国民に示すべきであり、効果がないのであれば飲食店の時短営業の要請などをやめるべきである。

高齢者施設で感染拡大が発生する要因として一番多いのは、介護する職員が感染し、その職員と

濃厚接触した高齢者が感

染する。そして、感染した高齢者が施設内で他の

高齢者に感染させてしま

うというのだ。利用者が認知症だつたりすれば徘徊などによって感染が

広がってしまうし、徘徊などを防止するのもとて

も困難である。こうした

施設内での感染拡大の防

止対策こそが喫緊の課題

であり、「まん延防止措

置」で若者の行動を制限

していても、感染防止の

効果は低い。

しかし、高齢者と若者が接する機会は少ない。第六波での高齢者の感染者が多いのは第五波でもす

べて明らかだ。そうであ

れば「まん延防止措置」

で使われた協力金はムダ

金だと言つても過言では

ない。

確かに、ライブハウスやクラブなどが集まる

風通しが悪い場所で感染

した若者が、家庭内で高

齢者に感染させるという

可能性は否定できない。

しかし、高齢者と若者が接する機会は少ない。第六波での高齢者の感染者が多いのは第五波でもす

べて明らかだ。そうであ

れば「まん延防止措置」

で使われた協力金はムダ

金だと言つても過言では

ない。

のよう、三十六の都道

府県で約二カ月間も「ま

ん延防止措置」が適用さ

れる。その協力金も膨

大な金額となる。飲食店

の時短営業が感染拡大の

原因ではない。第五波でも

感染拡大が主要因であ

る。若者が感染源となっ

ているという科学的デー

タは示されていない。

一方、奈良県では、第一

四波、第五波の検証から

飲食店の営業時間短縮と

酒類の販売停止が感染者

数の減少につながつてい

ないと判断し、第六波では「まん延防止措置」を要請しなかつたが、感染者数は減少した。東京都では、三月二十一日まで「まん延防止措置」を延長したが、都のモニタリング会議のデータでは、濃厚接触者の感染経路は同居する人が六七・五%で最も多かったのに対し、会食は〇・七%にとどまるなど会食が感染源となる事例は少ない結果が出ている。

「まん延防止措置」に

よる飲食店の時短営業などは、感染防止にあまり役立っていないと言わざるを得ない。度重なる緊急事態宣言や「まん延防止措置」で飲食店は疲弊している。政府は、飲食店の時短営業でどれだけの感染拡大が抑えられたか、科学的なデータを国民に示すべきであり、効果がないのであれば飲食店の時短営業の要請などをやめるべきである。

一方、奈良県では、第一

四波、第五波の検証から

飲食店の営業時間短縮と

酒類の販売停止が感染者

数の減少につながつてい

ないと判断し、第六波では「まん延防止措置」を要請しなかつたが、感染者数は減少した。東京都では、三月二十一日まで「まん延防止措置」を延長したが、都のモニタリング会議のデータでは、濃厚接触者の感染経路は同居する人が六七・五%で最も多かったのに対し、会食は〇・七%にとどまるなど会食が感染源となる事例は少ない結果が出ている。

「まん延防止措置」に

日本の肖像 (54)
蝦夷地開拓

西川伝右衛門（中）



松前藩の対アイヌ交易を推進し、
蝦夷地開拓、本土交易ルート開拓を担う

歴史家 鈴木 旭

松前に上陸してから十数年。藩重役下国安芸の屋敷に転がり込み、対アイヌ交易に従事して商路を開拓する。利益を独占せず、協同組合的な「両浜組」を結成し、競争相手と喧嘩せず、共存共榮、安定経営の道を開く。それが功を奏し、蝦夷地開拓と本土との交易ルート整備に取り組み、さらに巨万の富を得る。そして尚、未開拓の漁場経営に乗り出すのであった。

対アイヌの交易

松前藩の経済体系は農業本位の本土の藩経済とはまったく違っていた。次のようにある。

一、蝦夷地の商場（交易地）でアイヌの人々と交易し、利潤を得る。

二、松前城下の和人地の村人から税金を收取する。

三、和人地の海で鮭漁をして本土で売り捌き、利潤を得る。

四、鳥屋（鷹場）で鷹を藩士一族にはすべての権利が与えられ、和人を支配し、税金を取つたり鮭漁をして本土で売る権

利があった。だが、家臣たちはアイヌの人々と交易したり、鷹を捕獲するしかなかつた。

家臣たちに給与代わりに渡される商場は六十一カ所もあつたが、アイヌの人々は年貢を納めるわけではない。彼らが好みそうな物資をそれぞれ船に積んで持ち込み、物々交換をするだけだ。金銭を得るために武士であつた。他になかった。

飛躍の足掛かり

伝右衛門は、下国安芸の商場に入り、そこで和人やアイヌの人々と交易することを飛躍の足掛かりとした。

通常、支配人や帳役、番人の他、必ず通訳が同行するのだが、伝右衛門

はそういう方法は取らなかつた。自らがアイヌの人々と親しく交わり、その言葉を学び、同じ食物を口に入れ、生活と共にしながら米や味噌、酒、古着などの生活用品を売り、ニシンやイリコ、鮭の新しい商品を仕入れ、を得るようにした。

しかも、畿内方面から松前には、伝右衛門の物々交換だからアイヌの人々にとつて有利な交換比率だった。これでアイヌの人々の間で信用と人が上がらないはずがない。取引量がどんどん増えていった。商場を貸していった。商業を貸していった。

三、和人地の海で鮭漁をして本土で売り捌き、利潤を得る。

四、鳥屋（鷹場）で鷹を藩士一族にはすべての権利が与えられ、和人を支配し、税金を取つたり鮭漁をして本土で売る権

ない。結果、商人の力を借りる他になかった。

そこへ現れたのが西川伝右衛門だつた。対アイヌの人々との交易や、交易で得た品物の売却まで一貫して引き受け、事業全般を代行する商人である。松前家臣団には願つたり叶つたりだつた。

一、蝦夷地の商場（交易地）でアイヌの人々と交易し、利潤を得る。

二、松前城下の和人地の村人から税金を收取する。

三、和人地の海で鮭漁をして本土で売り捌き、利潤を得る。

四、鳥屋（鷹場）で鷹を藩士一族にはすべての権利が与えられ、和人を支配し、税金を取つたり鮭漁をして本土で売る権

は、松前藩の真似をして代

五、和人地か本土で売り捌く。

六、松前藩の対アイヌ交易を推進し、
蝦夷地開拓、本土交易ルート開拓を担う

商人ギルドの結成

松前には、伝右衛門の

礁すればリスクを単独で

背負うには経済的負担が

重すぎる。

一隻の船でも複数、少

数によりも安い値段での

目新しい商品を仕入れ、

を得るようにした。

しかも、畿内方面から

古着などの生活用品を売

り、ニシンやイリコ、鮭

を口に入れ、生活と共に

ながら米や味噌、酒、

古着などの生活用品を売

り、ニシンやイリコ、鮭</